

医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示について

当院では令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う医療 DX 推進体制整備加算について

以下の通り対応を行っております。

- ① オンライン請求を行っております。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ③ 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧または活用できる体制を有しております。
- ④ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については調整中です。
- ⑤ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声がけ・ポスター掲示を行っております。
- ⑥ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示しています。